

検査依頼書 兼 契約書

(チェック同意方式/裏面に品質検査業務基本契約書を掲載)

私は以下の内容に基づき、貴社に品質検査業務を依頼いたします。なお、本書裏面に記載された「品質検査業務基本契約書」の各条項を確認のうえ、これに同意いたします。

申込日			
1. 申込者情報 (甲)			
法人名/氏名		担当者名 (任意)	
所在地 (住所)	〒		
電話番号		メールアドレス	
2. 対象物件情報			
所在地 (住所)	〒		
建物種別	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 既存 <input type="checkbox"/> リフォーム		
構造/工法	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> RC造 <input type="checkbox"/> その他 ()		
階数/延床面積	地上 階 / 地下 階	延床面積	m ²
3. 検査内容・条件			
検査種別 (該当項目に✓)			
<input type="checkbox"/> 基礎配筋検査 <input type="checkbox"/> 基礎完成検査 <input type="checkbox"/> 躯体検査 <input type="checkbox"/> 防水検査 <input type="checkbox"/> 断熱検査 <input type="checkbox"/> 木完 (下地) 検査			
<input type="checkbox"/> 竣工検査 <input type="checkbox"/> その他 ()			
実施希望日①	年 月 日	希望時間帯:	<input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 <input type="checkbox"/> その他 ()
実施希望日②	年 月 日	希望時間帯:	<input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 <input type="checkbox"/> その他 ()
立会予定者/連絡先		連絡先:	
4. ご請求先情報 <input type="checkbox"/> 申込者と同じ			
氏名:	住所: 〒		
5. 備考欄 (検査に関する注意事項や連絡事項があればご記入ください)			

申込確認チェック欄 (必ずチェックをお願いします)

裏面に記載された「品質検査業務基本契約書」の内容を確認し、同意のうえ申込を行います。

※チェックをもって、契約内容への同意が確認されたものとみなします。

※提出方法: PDFに記入・保存の上、メール添付にてご提出ください。

品質検査業務基本契約書

本契約は、発注者（以下「甲」という）と株式会社TENKEN（以下「乙」という）との間で、品質検査業務に関する基本的事項を以下の通り定めるものである。

第1条（目的）

甲が建築物に関する品質検査業務を乙に依頼するにあたり、両者間の契約条件を明確にし、円滑な業務の遂行および責任範囲の整理を図ることを目的とする。

第2条（業務内容）

乙は、甲が指定する建築物に対して、目視および非破壊による品質検査を行い、必要に応じて写真撮影および報告書の作成・提出を行う。

構造躯体の解体・破壊・性能試験・設計検証等の作業は本業務に含まれない。

検査の詳細内容（検査の対象部位、使用する検査機器、確認方法、報告書の有無および様式等）および検査条件（実施日時、場所、立会者の有無、鍵の受渡し、報酬、納品形式その他業務実施に必要な事項）は、都度取り交わされる検査依頼書により定まるものとする。

第3条（契約期間）

本契約は締結日より1年間有効とし、契約満了の30日前までにいずれか一方から書面による終了通知がない限り、1年ごとに同一条件で自動更新される。

第4条（報酬および支払条件）

甲は乙に対し、各検査業務に応じた報酬を支払うものとし、乙は業務完了後に請求書を発行する。

甲は、乙の指定口座に対し、請求書発行日の属する月の翌月末日までに、振込により報酬を支払うものとする。

支払期日が銀行休業日に該当する場合は、その直後の営業日とする。

支払が遅延した場合、甲は、遅延日数に応じ、年6.0%の割合による遅延損害金を乙に支払うものとする。ただし、甲が法人である場合には、当該遅延損害金の割合は年12.0%とする。

第5条（検査結果および責任範囲）

1. 乙の検査業務は、目視および非破壊による範囲に限られ、構造内部・隠蔽部・設備内部（給排水管・電気配線・空調・換気ダクト等を含む）の調査または保証を行うものではない。

2. 本検査は、検査実施時点における建築物等の状態を確認し、記録するものであり、検査後の劣化、損傷、不具合等の発生について乙は何らの保証または責任を負わない。

3. 乙は、検査の一環として、コンセントの通電状況（チェッカー使用）、照明スイッチの動作、水道の通水状況（赤水の有無を含む）、排水の流れ等について非破壊により確認を行う場合がある。ただし、これらの確認は参考目的に限られ、当該設備の継続的な正常性、性能、漏水、詰まり、その他不具合についての保証を行うものではない。

4. 乙の損害賠償責任は、当該検査に対して甲が支払った報酬額を上限とし、間接損害、特別損害、逸失利益については責任を負わない。ただし、乙の故意または重大な過失によって通常かつ直接に発生した損害については、法令に基づき賠償責任を負うものとする。

5. 前項にかかわらず、検査上の過失等に起因して補修や再確認が必要となった場合において、当該対応が過剰であると認められるとき（例：広範囲の壁体撤去・全数再確認など）、その必要性が客観的に証明されない限り、乙はそれに要する費用について責任を負わないものとする。

第6条（再検査・キャンセル）

再検査は原則として有料とし、乙の定める再検査料金を甲が支払う。

検査予定日前営業日の15時以降にキャンセルがあった場合、乙は当該検査報酬額の100%をキャンセル料として請求できる。

第7条（再委託）

乙は、甲の書面による事前承諾を得た場合に限り、本業務の全部または一部を第三者に再委託することができる。

第8条（知的財産権）

乙が作成する検査報告書に関する著作権その他の知的財産権は乙に帰属する。

ただし、甲は本業務の目的達成に必要な範囲内において、当該報告書を非独占的に利用できる。

第9条（個人情報の保護）

甲および乙は、業務遂行上取得した個人情報を、個人情報保護法その他の法令に基づき適切に管理・保管し、本業務の目的以外には利用しない。契約終了後も同様とする。

ただし、法令等によりこれを求められた場合を除き、第三者への提供は行わない。

第10条（契約終了後の検査データの保管）

乙は、検査報告書および関連資料を、業務履歴として契約終了後5年間保管する。

第11条（秘密保持）

甲および乙は、業務上知り得た相手方の営業上または技術上の秘密を第三者に開示・漏洩してはならない。

第 12 条（善良なる管理者の注意義務）

乙は、本契約に基づく業務を履行するにあたり、善良なる管理者の注意をもってこれを行うものとする。

第 13 条（法令等の遵守）

甲および乙は、本契約の履行にあたり、関係法令、条例および社会的規範を遵守するものとする。

第 14 条（契約解除）

以下の場合、甲または乙は何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- ① 相手方が本契約に違反し、相当期間内に是正されないとき
- ② 支払不能、破産、民事再生等の申立てがなされたとき
- ③ 業務継続が合理的に困難と認められる事由が発生したとき

第 15 条（協議）

本契約に定めのない事項または解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議し、これを解決するものとする。

第 16 条（合意管轄裁判所）

本契約に関して紛争が生じた場合、甲乙は、乙の本店所在地を管轄する大阪地方裁判所または大阪簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

以上、本契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

年 月 日

甲（発注者）：

印

乙（受注者）：〒530-0043 大阪市北区天満 4 丁目 12 番 9 号 技研ビル 3F

株式会社 T E N K E N

代表取締役 中川 政之 印